

業間を通算して計算されます。

◆共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付してください。

◆共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するときは忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

◆詳細やお問い合わせは、独立行政法人労働者退職金共済機構林業退職金共済事業本部（☎ 03-6731-2889）まで

11月は児童虐待防止推進月間です！

児童虐待は、どこで起つこりうることです。日々から子どもたちに関心を持ち、地域全体で虐待から子どもたちを守りましょう。

◆児童虐待とは

- ①身体的虐待(殴る・蹴る・揺さぶるなど)
 - ②性的虐待(児童にわいせつな行為をする・させる・見せる)
 - ③ネグレクト(衣食住の世話をしない・自動車への放置など)
 - ④心理的虐待(ことばで脅す・無視する・子どもの前での夫婦げんかなど)
- 「児童虐待では？」と感じたら、専門機関に相談してください。相談者や通報者の個人情報は守られます。虐待とはつきりしなくても、可能性があるだけで構いません。

| | |
|--------------------------|--|
| ◆届出の対象となる面積 | 一定面積以上の土地取引には届出が必要です |
| ◆市街化区域： 2000m以上 | 一定面積以上の土地取引を行つた場合には、国土利用計画法に基づく届け出が必要になります。 |
| ◆市街化区域以外の都市計画区域： 5000m以上 | 一定面積以上の土地取引を行つた場合には、国土利用計画法に基づく届け出が必要になります。 |
| ◆都市計画区域外（上士幌町）： 1万m以上 | 一定面積以上の土地取引には届出が必要です |
| ◆主な取引形態別の届出要件該当の有無 | 届出期限は、契約締結日を含めて2週間以内で、市町村を経由して北海道知事に対して行います。届出をしなかつた場合は、罰せられことがあります。 |
| ◆売買 ◆共有持分の譲渡 | 届出期限は、契約締結日を含めて2週間以内で、市町村を経由して北海道知事に対して行います。届出をしなかつた場合は、罰せられことがあります。 |
| ◆営業譲渡 ◆代物弁済 ◆交換 | 届出期限は、契約締結日を含めて2週間以内で、市町村を経由して北海道知事に対して行います。届出をしなかつた場合は、罰せられことがあります。 |

◆虐待のある家庭を支援し、子どもが安心な生活を送ることが目的です。

◆専門機関

◆24時間児童相談所虐待対応3拠点 ヤル ☎ 189（いちはやく）

◆上士幌町役場保健福祉課福祉担当 ☎ 2-4296

◆帯広児童相談所 ☎ 0155-22-5100

円滑な事業承継を支援します！

上士幌町事業承継支援事業



◆事業概要

| 事業名 | 対象経費 | 補助金額 |
|--------------------------|---|-------------------|
| 事業承継支援事業 (税制申請に係る事業) | ①特例承継計画の作成経費 ②認定申請支援の代行経費 ③特例適用贈与申告書の作成経費 ④その他必要と認められる経費 | 2/3以内 限度額 50万円 |
| 事業承継支援事業 (株価評価等に係る事業) | ①株価評価に係る経費 ②その他必要と認められる経費 | 1/2以内 限度額 50万円 |

※補助対象経費につき、地方公共団体または公共的団体から助成を受けるときは、当該補助金額を補助対象経費から控除します。

◆対象者

町内で事業を営む中小企業者（個人事業者含む）で、事業承継を行う者で次に該当するもの

- ①町税を滞納していない者
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと。

◆提出書類

上士幌町事業承継支援事業計画承認申請書、事業承継計画書、町税納入状況調査書その他必要な関係書類。様式は、商工会窓口または町のホームページ（<https://www.kamishihoro.jp/>）で入手できます。

◆公募期限

令和4年1月31日（月）

※事業の承認には「上士幌町事業承継支援事業補助審査委員会」にて審査を受ける必要があります。

※お問い合わせは、上士幌町商工会（☎ 2-2339）まで

かみしほろ情報アプリ

アプリのダウンロードはこちら

iOS用

Android用

11 住み継がれるまちづくり

わかることがあれば、役場までお越しください！

お手持ちのスマホでの利用方法（インストール方法）、操作方法などを不明な点があれば、お気軽に役場窓口までお越しください！

※お問い合わせは、総務課防災担当（☎ 2-2111）まで



◆事業概要

| 事業名 | 対象経費 | 補助金額 |
|-------------------------|---|-------------------|
| 無料公衆無線LAN環境整備事業 (屋内) | 事業者が行う、観光客を受け入れるための、屋内の無料無線LAN環境の整備に要する経費 | 1/2以内 限度額 10万円 |
| 無料公衆無線LAN環境整備事業 (屋外) | 事業者が行う、観光客を受け入れるための、屋外の無料無線LAN環境の整備に要する経費 | 2/3以内 限度額 20万円 |

◆対象者

- 町内に事業所を有する法人または町内に住所を有する個人事業主のうち、次の(1)～(5)のいずれかに該当し、かつ①と②に該当する事業者
- (1)町内で飲食業を営業している事業者
 - (2)町内でホテル、旅館等宿泊可能な施設を営業している事業者
 - (3)町内で、バス、ハイヤー、レンタカー業などを営業している事業者
 - (4)町内で観光振興事業に取り組む事業者
 - (5)その他町長が必要と認める事業者
 - ①町税を滞納していない者
 - ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと。

◆提出書類

上士幌町補助金等交付申請書、事業内容が分かる見積書の写し等、町税納入状況調査書その他必要な関係書類。様式は、役場2階商工観光課窓口または町のホームページ（<https://www.kamishihoro.jp/>）で入手できます。

◆公募期限

令和4年1月31日（月）

※お問い合わせは、商工観光課商工担当（☎ 2-4291）まで

国民年金 インフォメーション



国民年金保険料控除証明書の発送のお知らせ

~国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です~

国民年金保険料は、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。

控除対象は、令和3年中(令和3年1月1日から令和3年12月31日)に納めた保険料の全額です。令和3年中に納めたものであれば、過年度分の保険料や追納された保険料も控除対象となります。

控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料納付を証明する書類として「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が必要となります。

日本年金機構から、下記のスケジュールで「社会

保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛てに発送されます。お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際にご利用ください。

なお、ご家族(配偶者やあ子様等)の国民年金保険料を納めている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料も控除が受けられます。

国民年金制度は、税法上で有利なだけではなく、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようご注意ください。

| 発送時期 | 対象者 |
|-----------------|---|
| ① 令和3年10月下旬から順次 | 令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に、国民年金保険料を納付された方 |
| ② 令和4年2月上旬 | 令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に、国民年金保険料を納付された方 (①の対象者を除く) |

■お問い合わせ:ねんきん加入者ダイヤル☎ 0570-003-004
(受付時間 月曜日~金曜日 午前8時30分~午後7時まで)

♣暖房器具(ストーブ)火災にご注意を!

本格的な冬の到来に備え、石油ストーブなどの暖房器具の手入れは万全でしょうか。寒い時期を迎えるにあたり、これから暖房器具を使用する機会が多くなります。

火災を発生させないよう、特に次の点に注意するよう心がけましょう。

- ①ストーブを使い始める前にフィルターや電源コード、ホームタンク等の点検を行う。
- ②燃料補給は火を消してから行う。
- ③石油ストーブにガソリンを間違って給油しないように注意する。
- ④石油ストーブの近くで消毒用アルコールを噴霧しない。
- ⑤石油ストーブの近くでスプレー缶の使用やガス抜きをしない。
- ⑥燃えやすい物を近くに置かない。
- ⑦ストーブの上に洗濯物を干さない。
- ⑧外出・寝る前には必ず消す。

♥ 災害案内

十勝管内、町内で発生した火災等で、消防車が出動した場合の災害案内がご利用いただけます。

☎ 0180-99-1198

災害案内ホームページはこちら▶



火の用心

【本年の出動状況】 9月30日現在の出動件数

- ◆火災出動 3件(うち9月 1件)
- ◆救急出動 193件(うち9月21件)

※お問い合わせは、上士幌消防署予防係(☎2-2519)まで



パークゴルフ場とキャンプ場を閉鎖します

11月1日(月)より閉鎖

- ◆航空公園パークゴルフ場
- ◆糠平温泉文化ホール公園パークゴルフ場
- ◆たか台公園パークゴルフ場
- ◆交通公園パークゴルフ場
- ◆航空公園キャンプ場



※お問い合わせは、建設課公園担当(☎2-4297)まで

La Table de KAMISHIHORO 金曜日限定パーティープランのお知らせ



7,700円(税込)/料理全10品

道の駅かみしほろLa Table de KAMISHIHOROでは10月より毎週金曜日限定でパーティープランを行っております。飲み放題付のお得なプラン。職場のお仲間やお友達と道の駅のレストランで楽しい夜をお過ごし致しませんか?

詳しい内容は道の駅レストランまでお問い合わせ下さい。



5,500円(税込)/料理全8品

ご予約やお問い合わせは、La Table de KAMISHIHORO(道の駅館内レストラン☎ 7-7722)まで

♥ 国民健康保険に加入されている方へ

新型コロナウイルス感染症の影響による 保険税減免制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合や、新型コロナウイルス感染症の影響で世帯の主たる生計維持者の収入が10分の3に減少した被保険者の方は、「保険税減免制度」を受けられる場合があります。お気軽に下記担当窓口にご相談ください。

◆対象者

次の1、2いずれかに該当する被保険者が対象となります。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った上士幌町国民健康保険被保険者の方

2. 新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯の主たる生計維持者の事業収入などが減少した上士幌町国民健康保険被保険者の方

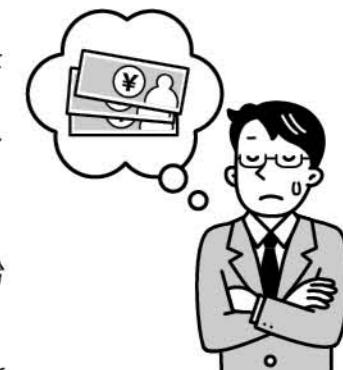
※事業収入などが減少した場合の要件

上記1または2に該当し、かつ次のすべてに該当した場合、対象となります。

①世帯の主たる生計維持者の事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入)のいずれかの減少額が前年の10分の3以上であること

②世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること

③世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること



◆減免対象保険税

①令和3年度分保険税であって、令和3年4月1日から令和4年3月31までの間に納期限が設定されている保険税

②令和2年度分保険税であって、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月1日から令和4年3月31までの間に納期限が設定されている保険税

◆申請方法

保険税減免の申請を行う場合は、町民課賦課担当にご相談ください。

※お問い合わせは、町民課賦課担当(☎2-4294)または保健福祉課国保医療担当(☎2-4295)まで

